

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	つがる市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。 また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。 その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。 ・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。 また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行う。 番号法の別表第二に基づいて、つがる市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「別表第二」で中間サーバに登録する。
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害児童福祉ファイル (2)障害者福祉サービス (3)自立支援給付ファイル (4)特定障害者手当等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・番号法第9条第1項 別表の9、20、21、21の2、51、67、117 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令） ・別表省令第8、11、12、25、38、60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 19, 20, 42, 80, 81, 125, 156 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 14, 15, 16, 17, 20, 37, 39, 40, 41, 75, 92, 93, 119, 144, 145, 146
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	つがる市役所 健康福祉部 福祉課 障害福祉係 038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2111ファクス:0173-42-4546
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	つがる市役所 健康福祉部 福祉課 障害福祉係 038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1 電話:0173-42-2111ファクス:0173-42-4546
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、下記のとおり行うようにしており、人手的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリ等含む)は施錠可能な戸棚に保管 ・申請書等の簿冊は複数人で確認し記録を付けたうえで廃棄

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。	

変更箇所

[illegible]